

平成23年(2011年)11月25日



埼玉県報

第 2 3 4 2 号
平成23年11月25日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県総合リハビリテーションセンター情報システム運用管理業務に関する契約の相手方等の公示\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [和光都市計画事業中央第二谷中土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [建築基準法第94条第3項に規定する公開口頭審査の開催\(建築安全課\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査結果に対する措置状況\(監査第一課\)](#)

規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

埼玉県教育委員会規則第三十一号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

小学部	小学部	小学部	小学部
六年	三年	三年	六年
学校教 齢児 かり療 法人国 病院に してい	学校教 齢生徒 かり療 法人国 病院に してい	中等部 これに 患等に 独立行 構東埼 又は通	高等部 三年 五〇

別表埼玉県立蓮田特別支援学校の項中

育法に規定する学

小学部	小学部	小学部	小学部
六年	六年	六年	六年
学校教育法に規定する 齢児童で肢体不自由で る者又は慢性疾患等に	学校教育法に規定する 齢児童で肢体不自由で る者又は慢性疾患等に	学校教育法に規定する 齢児童で肢体不自由で る者又は慢性疾患等に	学校教育法に規定する 齢児童で肢体不自由で る者又は慢性疾患等に

は 玉 政 か あ 学 | は 玉 政 か あ 学

に改める。

で慢性疾患等にか
養のため独立行政
立病院機構東埼玉
入院し、又は通院
る者
育法に規定する学
で慢性疾患等にか
養のため独立行政
立病院機構東埼玉
入院し、又は通院
る者
を卒業した者又は
準ずる者で慢性疾
かかり療養のため
政法人国立病院機
玉病院に入院し、
院しているもの

を

高 等 部	中 学 部	
三 年	三 年	
五 〇		
中学部を卒業した者又 これに準ずる者（肢体 自由である者以外の者 あつては、慢性疾患等 かかり療養のため独立 政法人国立病院機構東 玉病院に入院し、又は 院している者に限る。）	学校教育法に規定する 年齢生徒で肢体不自由で る者又は慢性疾患等に かり療養のため独立行 政法人国立病院機構東埼 病院に入院し、若しく 通院している者	かり療養のため独立行 政法人国立病院機構東埼 病院に入院し、若しく 通院している者

通 埼 行 に に 不 は

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

埼玉県議会平成二十三年十二月定例会を十二月二日に招集する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エルダークライフ
- 三 代表者の氏名
岩岡 幸男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市東大沼四百六十八番地二朝日ハイツアー〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に団塊の世代を中心とした退職者及び高齢者を対象に、今後の生活において生涯学習の機会を提供すること、起業または再雇用の機会を支援すること、旅行等、レクリエーションやサークル活動の場を提供することで、社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あけぼの会

三 代表者の氏名

久 徳 晃 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区辻一丁目三十番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人もない人もすべての市民がともに学び、働き、暮らすことのできる地域を目指し、何人といえども自らの権利が侵されることなく、自分の意志に基づいて、生涯にわたりその人らしい生活が安心しておくれる社会の実現に向けて、ケアサービスや相談事業等の適切な支援を行い、地域の中で、障がい者が安心して幸せに生きていくことのできる社会を築くことに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県総合リハビリテーションセンター情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部医事担当
埼玉県上尾市西貝塚148番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 契約金額
52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市ららシティ三丁目一番一号、二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）ららぽーと インモール部分 午前十時から午後九時

ららぽーと アウトモール部分 午前十時から午後九時（一部店

舗は二十四時間営業の可能性あり。）

（変更後）ららぽーと インモール部分 午前九時から午後九時

ららぽーと アウトモール部分 午前九時から午後九時（株式会

社セブンイレブンジャパンは二十四時間営業とする。株式会社イ

トーヨーカ堂は閉店時刻を午後十時とする。）

ハ 変更年月日

平成二十三年十二月一日

二 届出年月日

平成二十三年十一月十日

ニ 縦覧期間

平成二十三年十一月二十五日から平成二十四年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月二十五日から平成二十四年三月二十六日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十六号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

東松山市から東松山都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

川越市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

川越市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十一号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮寺、西妙蓮寺、谷戸、谷戸島、谷中川、庚塚の各一部、大字新倉字向坂の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十三年十一月二十五日

告示

埼玉県告示第千三百八十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十三年十二月二日 午後一時三十分	株式会社 住宅建設	橋本秀一	川口市芝四丁目二十九番二十二号

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

衛生会館 五二一号室

告 示

埼玉県建築審査会告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県建築審査会会長 飯塚 肇

一 日時

平成二十三年十二月一日（木）

午前九時四十五分から

二 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三 十二 二十四

埼玉教育会館 三階三〇三会議室

三 件名

埼玉県建築審査会平成二十三年（不）第一号事件

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十二年三月十六日に行った道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

第一号	取 消 番 号
平成二十三年十一月十八日	取 消 年 月 日
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸五丁目千二百番一	取 り 消 し た 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
四・〇〇メートル	道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)
八・一〇メートル	道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野四百七十八番地 島田伸枝 島田靖彦	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年十一月十七日

指令越建セ第二二〇〇八六一号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月二十二日

越建セ第三〇二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東上三百六十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷四百十九番地

武澤 和明

告 示

埼玉県教委告示第四十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十三年十二月一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県選管告示第百五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人財団 献心会 川越胃腸病院	埼玉県川越市仙波町二丁目九番地二号

告 示

埼玉県監査委員告示第十八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十一年度及び平成二十二年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年十一月二十五日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	齊 藤 正 明
埼玉県監査委員	加 藤 裕 康

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所	
施設名等	項 目	概 要		
防災学習センター 【指定管理者：（株）日立ビルシステム・（株）丹青社共同事業体】	【指摘10】 備品の管理の改善を要す	<p>今後県との管理責任を明確にするためには、備品の实地棚卸を行い、正確な備品の把握に努めるべきである。また、それ以外に、備品に関しては、次の問題点がある。これらについても処理の見直しが必要である。</p> <p>1. 器具備品の購入について 平成20年度において、プロジェクターを415,000円（消費税込み）で購入しており修繕費科目に計上している。 「埼玉県防災学習センターの管理に関する協定書」第28条備品の取扱い第1項によると「乙（株式会社日立ビルシステムと株式会社丹青社の共同事業体以下同じ。）が指定管理業務を行うに当たり、甲（埼玉県以下同じ。）が支払う委託料に充て埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第170条第1項1号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。」とある。 したがって、上記プロジェクター購入における会計処理は、固定資産である備品の購入を行ったうえで、埼玉県への無償譲渡（寄付行為）と埼玉県からの無償賃借を受ける取引に区分されるものである。</p> <p>また、プラズマテレビも同様な処理が行われている。これも、プロジェクターに準じて処理を行うべきである。</p> <p>2. 在庫管理について 在庫の確認をおこなったところ、夏休みイベントで使用した組立式ラジオ5台が存在した。在庫については整理され保管していたが、管理帳簿を作成していなかった。</p> <p>1台あたり500円で少額であるが、管理帳簿を作成し、少なくとも会計年度末にその管理帳簿と実際の在庫品を確認し、決算書に正しく反映させる必要がある。</p>	<p>平成22年3月に指定管理者において備品の棚卸を行った。 その際「埼玉県防災学習センターの管理に関する協定書」第28条第2項（備品の取扱い）及び同協定書別紙2に基づき、備品の購入にあたっては備品購入申請を提出させ、承認後、購入した備品は備品台帳に適切に記載し、消防防災課（当時）に写しを提出させることで備品を把握することとした。 なお、当該備品（プロジェクター、プラズマテレビ）は指摘を受け、速やかに備品台帳への記載を行った。</p> <p>1. 器具備品の購入について 指定管理者による備品の管理について統一的な取扱いを定め、平成23年10月に所管課に通知した。</p> <p>2. 在庫管理について 現地調査において指摘を受けた後、速やかに各イベントごとに管理台帳を作成し、会計年度末に管理台帳上の在庫品数と実際の在庫品数を確認できるようにし、決算書に反映できるようにした。</p>	危機管理課 改革推進課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
奥武蔵あじさい館 【指定管理者：(株)グリーンハウス】	【指摘 17】 キャンセル料の見直しを行うべき	<p>キャンセルの発生は大きい。1月以内のキャンセル件数は、平成20年度で、540件、2,043人発生している。平成21年度においても前年比増加傾向にあり、平成21年8月15日現在で、215件、817人のキャンセルが発生している。</p> <p>キャンセルが多い原因は、キャンセルについては宿泊前日の19時まではキャンセル料が発生しないという制度にある（それ以降当日キャンセルは、食事代相当分のキャンセル料が生ずる）。</p> <p>多くの機会損失が発生していると考えられるため、キャンセル料制度の見直しを行うべきである。</p> <p>現在、県に対して、前日で50%のキャンセル料を課すような新しいキャンセル料の提案を行っているが、県からの具体的な回答はまだない。新しいキャンセル料を承認するよう県の方で積極的に検討するべきである。</p>	<p>施設の設置目的である高齢者、障害者及び母子に対する福祉的な面を考慮しつつ、直前キャンセルに伴う機会損失の縮減及び食事代相当額の実費の損失をなくすため、平成23年11月1日から、これまでの取扱いを1日延長し前々日の19時以降のキャンセルから適用するよう変更した。</p>	高齢介護課
所沢航空記念公園 【指定管理者：(財)埼玉県公園緑地協会・(財)日本科学技術振興財団グループ】	【指摘50】 業務委託の入札関係の規程を実態に即した形になるよう見直すこと	<p>業務委託については、基本的には3社見積書をとって、最も低い金額について、伺書を作成し、決裁を受ける。この手続の根拠は、物品購買管理規程第16条（委託事業の物品購入）第1項及び第2項に記載されている「2社以上の合見積を必要とし」である。</p> <p>しかし、そもそも、業務委託に関して、物品購買管理規程第16条の規定を適用すべきなのかが疑問である。</p> <p>物品購買管理規程の第4条「物品の範囲」によれば、物品に委託業務そのものは含まれておらず、あくまで第16条は「物品」について規定していると考えられる。</p> <p>運用で第16条を根拠にしている、ということであれば、物品購買管理規程を見直し、実態に合わせるか、又は、業務委託に関して別の規程を作成する必要がある。</p> <p>また、「所沢航空発祥記念館契約に係る指名競争入札の実施について」という規則が文書化されているが、これは実際には使用されていない。</p> <p>各規程の整合性をとるため、規程の見直しを行うべきである。</p>	<p>業務委託については、指定管理者において策定している「所沢航空発祥記念館経理事務規程」に契約手続きに係る規定を新たに追加し、適用している。</p> <p>また、指名競争入札については「委託契約に係る指名競争入札実施要綱」を新たに策定（平成23年10月以降の契約から適用）し、「所沢航空発祥記念館契約に係る指名競争入札の実施について」は廃止した。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
種苗センター 【指定管理 者：(社)埼 玉県農林公 社】	【指摘78】 業務委託報酬 の収入に関し て実態に即し た管理事務要 綱に訂正のこ と	業務委託報酬は、県の管理事務要綱により前受けとなっ ているが、実際は後受けである。 従って、実態に即し、納入後支払に規定を修正するべきで ある。	以前は、農家より受け入れた種子を育成す る業務委託に対する報酬（利用料金）につい ては、苗の納品とともに納入通知書を発行 し、納付を受けていた。 指定管理者（農林公社）及び全国農業協同 組合連合会埼玉県本部と協議した結果、平成 23年4月から県種苗センター条例及び種苗 センター管理規則に則し、種苗の引渡しの日 を納期限として業務委託報酬を納付させるこ ととした。	生産振興課

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
アセットマネジメント関連 【報告書47ページ】	【指摘1】 県においては現在、総額約6.8兆円（連結）の公有財産をどのようにマネジメントするかのビジョンが希薄である。全庁的なアセットマネジメント推進のための導入準備を行わなければならない。	平成23年3月に策定した第三次埼玉県行財政改革プログラムの今後3年間の取組目標に「県有施設等のアセットマネジメントの推進」を加え、アセットマネジメントの導入を推進することとした。 そのための導入準備として、まずは施設毎の中長期修繕計画の策定に取り組む。 また、全庁的なアセットマネジメント推進を担う独立した統括部門の設置等については、県有資産を経営的視点から総合的かつ一元的に統括するため現在設置されている県有資産マネジメント会議で検討を進めていくこととした。	管財課 改革推進課
アセットマネジメント関連 【報告書62ページ】	【指摘2】 県保有の施設あるいは施設群について、維持管理の手法に応じて、中長期の修繕計画を策定する必要がある。	中長期修繕計画を策定していない県保有施設については、管財課が施設の目的や態様（地域の防災拠点であるか等）に応じた修繕対処方式（対処療法、適宜措置方式等）を定めること等の技術的支援を行うことにより、施設管理者の計画策定を促進することとした。	管財課及び 各施設管理者
アセットマネジメント関連 【報告書63ページ】	【指摘3】 策定した中長期の修繕計画は、見直しの必要性が生じた場合には、適宜、実態を反映してローリングしなければならない。	既に中長期修繕計画を策定している大型公共施設の施設管理者においては、適宜、中長期修繕計画の見直しを実施し、その結果を毎年度の営繕予算要望に反映することとしている。 また、今後策定する中長期の修繕計画についても、適宜、実態を反映してローリングすることとする。	管財課及び 各施設管理者

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
総務部関連 【報告書89 ページ】	<p>【指摘4】 新たに導入した新公有財産管理システムに関して、その導入目的、未入力項目の速やかな入力促進及び最終的な活用方法等について、各建物施設や部局の施設管理担当者へ周知徹底する必要がある。</p>	<p>平成23年7月に実施した新公有財産システム研修会（5日間、延べ15回、参加者187名）において、アセットマネジメントを推進するためには未入力項目の解消及び速やかな入力が前提であること、入力されたデータは修繕コストの把握や修繕計画策定のための基礎となるため正確さを要求されることを説明し、周知徹底した。</p> <p>また、研修項目に財産確認のための方法を追加説明するとともに、平成23年度から9月末及び3月末の年2回、各所属において報告漏れ・修正・未入力等がないか必ず財産一覧表を確認し、その結果を文書で報告させることとした。</p>	管財課
県土整備部関連 【報告書104 ページ】	<p>【指摘6】 県土整備部が管理する施設について、アセットマネジメントを効率的に導入するには、固有の課題を織り込んで中長期の修繕計画を策定・文書化する必要がある。</p>	<p>県土整備部で管理する施設のうち、橋梁及び排水機場については県土整備部・都市整備部施設管理行動方針（平成17年度）に基づき、中長期管理計画を策定し、維持管理費等の平準化及び抑制に取り組んでいる。</p> <p>また、道路トンネルについては、平成23年4月から施設の状態を把握するための点検の準備に着手したところである。点検により施設の状態把握を行った後、予防保全の適否を検討し、適する場合は中長期管理計画の策定を行い、適さない場合は維持管理の方針等を含めた計画を策定していく。</p>	県土整備政策課

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>県土整備部関連 【報告書123ページ】</p>	<p>【指摘7】 予防保全に適した施設における維持管理システムの構築を行うべきである。</p>	<p>県土整備部で管理する施設のうち、予防保全に適した施設である橋梁及び排水機場については、県土整備部・都市整備部施設管理行動方針（平成17年度）に基づき、すでに中長期管理計画を含む維持管理システムを構築し、平成21年度から運用を開始している。</p> <p>また、道路トンネルについては、平成23年4月から施設の状態を把握するための点検の準備に着手したところである。点検により施設の状態把握を行った後、予防保全の適否を検討し、予防保全に適しているのであれば、維持管理システムの構築を行っていく。</p>	<p>県土整備政策課</p>
<p>都市整備部関連 【報告書132ページ】</p>	<p>【指摘8】 公園施設長寿命化計画の策定にあたっては、アセットマネジメントのためにも県の公園施設を全て対象とし、安全性や住民及び時代のニーズを念頭に置き、ライフサイクルコストの縮減や予防保全的管理の視点に留意する。</p>	<p>公園施設長寿命化計画は、すべての公園施設を対象に現在策定中である。</p> <p>計画策定においては、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、公園施設の特性を考慮し、予防的保全管理により安全性の確保に努めることとしている。</p> <p>平成23年度に個々の施設の現状調査を実施し、その後対策を検討して平成24年度までに策定を完了する予定である。</p>	<p>公園スタジアム課</p>